

和泉短期大学収容定員の変更に係る学則変更届出書

文理25-09
2025年12月25日

文部科学大臣 殿

学校法人和泉短期大学
理事長 須 田 拓

このたび、和泉短期大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。
なお、届出の上は確実に届出に係る計画を履行します。

基本計画書

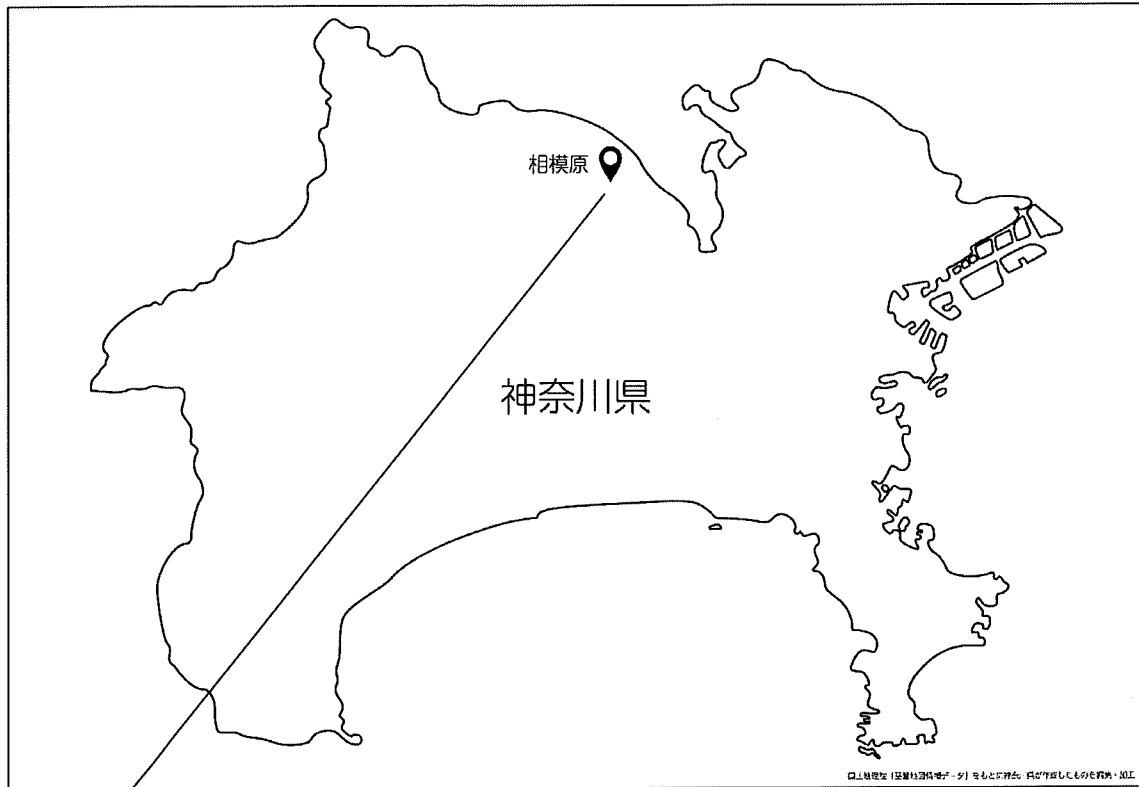
基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者		が'っわ'わ'ん い'まん'が'い'が'う 学校法人 和泉短期大学							
フリガナ大学の名称		い'まん'が'い'が'う 和泉短期大学 (IZUMI JUNIOR COLLEGE)							
大学本部の位置		神奈川県相模原市中央区青葉2丁目2番1号							
大学の目的		和泉短期大学は、児童の保育養護及び社会の福祉に貢献しようとする者に対し、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、一般教養と専門的知識技能を授け、かつキリスト教主義教育を通じて、円満な人格と豊かな情操の育成を図ることを目的とする							
新設学部等の目的		令和8年度から、児童福祉学科の入学定員を200名から120名に削減し、収容定員の適正化を図る。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	計	2年	120(200)	-	240(400)	短期大学士(児童福祉学)	児童福祉関係	令和8年4月第1年次	神奈川県相模原市中央区青葉2丁目2番1号
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の員(助手を除く)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数12人
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	児童福祉学科	8人(8)	4人(4)	2人(2)	3人(3)	17人(17)	-	21人(21)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7人(7)	4人(4)	2人(2)	3人(3)	16人(16)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	小計(a～b)	8人(8)	4人(4)	2人(2)	3人(3)	17人(17)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	計(a～d)	8人(8)	4人(4)	2人(2)	3人(3)	17人(17)			
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
小計(a～b)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
計(a～d)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
分	計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	

既 設 分						(-)	(-)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	小計（a～b）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	計（a～d）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
						(-)	(-)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	小計（a～b）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	計（a～d）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
計		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計		8人 (8)	4人 (4)	2人 (2)	3人 (3)	17人 (17)	21人 (21)
職 種		専 属		そ の 他		計	
事 務 職 員		17人 (17)		8人 (8)		25人 (25)	
技 術 職 員		()		()		()	
図 書 館 職 員		1人 (1)		1人 (1)		2人 (2)	
そ の 他 の 職 員		()		()		()	
指 導 補 助 者		()		()		()	
計		18人 (18)		9人 (9)		27人 (27)	
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計	
	校 舎 敷 地	10,900㎡	㎡	㎡		10,900㎡	
	そ の 他	2,423㎡	㎡	㎡		2,423㎡	
	合 計	13,323㎡	㎡	㎡		13,323㎡	
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計	
		9,558.43㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)		9,558.43㎡ (㎡)	
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室		室	
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()	()
ス ポ ー ツ 施 設 等		ス ポ ー ツ 施 設		講 堂		厚 生 補 導 施 設	
		㎡		㎡		㎡	

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次
		教員 1 人当り研究費等		340千円	340千円				
		共同研究費等		1,300千円	1,300千円				
		図 書 購 入 費	-	1,000千円	1,000千円				
		設 備 購 入 費	-	500千円	500千円				
	学生 1 人当り 納付金			第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次
			1,340千円	1,050千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
学生納付金以外の維持方法の概要									
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地
	児童福祉学科	2年	200人	-	400人	短期大学士 (児童福祉学)	0.68倍	昭和40年	神奈川県相模原市中央区青葉2丁目2番1号
附属施設の概要									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。



学校法人 和泉短期大学
神奈川県相模原市中央区青葉 2-2-1
042-754-1133

図面 1

学校法人 和泉短期大学 校地一覧

(単位:円)

	所在地	用 途	面 積	金 額
①	相模原市中央区青葉2-6118-1	校 舎 敷 地	3,517m ²	404,319,113
	相模原市中央区青葉2-6118-2	校 舎 敷 地	2,091m ²	
	相模原市中央区青葉2-6118-7	校 舎 敷 地	236m ²	
②	相模原市中央区青葉2-6120-3	芝 地 ク `ラウンド`	1,583m ²	
③	相模原市中央区青葉2-6115-2	研 究 棟 敷 地	692.00m ²	25,404,800
④	相模原市中央区青葉2-6118-15	学 生 駐 輪 場	132m ²	29,602,000
	相模原市中央区青葉2-6118-26		132m ²	29,354,000
⑤	相模原市中央区青葉2-6127-1	テニスコート(人工芝)	740m ²	363,356,052
※⑥	相模原市中央区青葉2-6127-56	和泉保育園底地	2,423m ²	
⑦	相模原市中央区松ヶ丘7045-1	農 園 (授 業 用)	873m ²	95,317,500
⑧	相模原市中央区松ヶ丘7046-94	スクールバス駐車場	466m ²	61,860,000
⑨	相模原市中央区下溝一ノ原2738-3	総 合 ク `ラウンド`	8,680m ²	644,228,903
⑩	相模原市中央区青葉2-6119-1	体 育 館 敷 地	2,761m ²	274,975,781
		合 計	24,326.00m ²	1,928,418,149

※⑥ 和泉保育園除く 文部科学省最終届出面積・年月日

21,903.00m²

2016年2月17日

借 地 (第2号基本金対象資産)

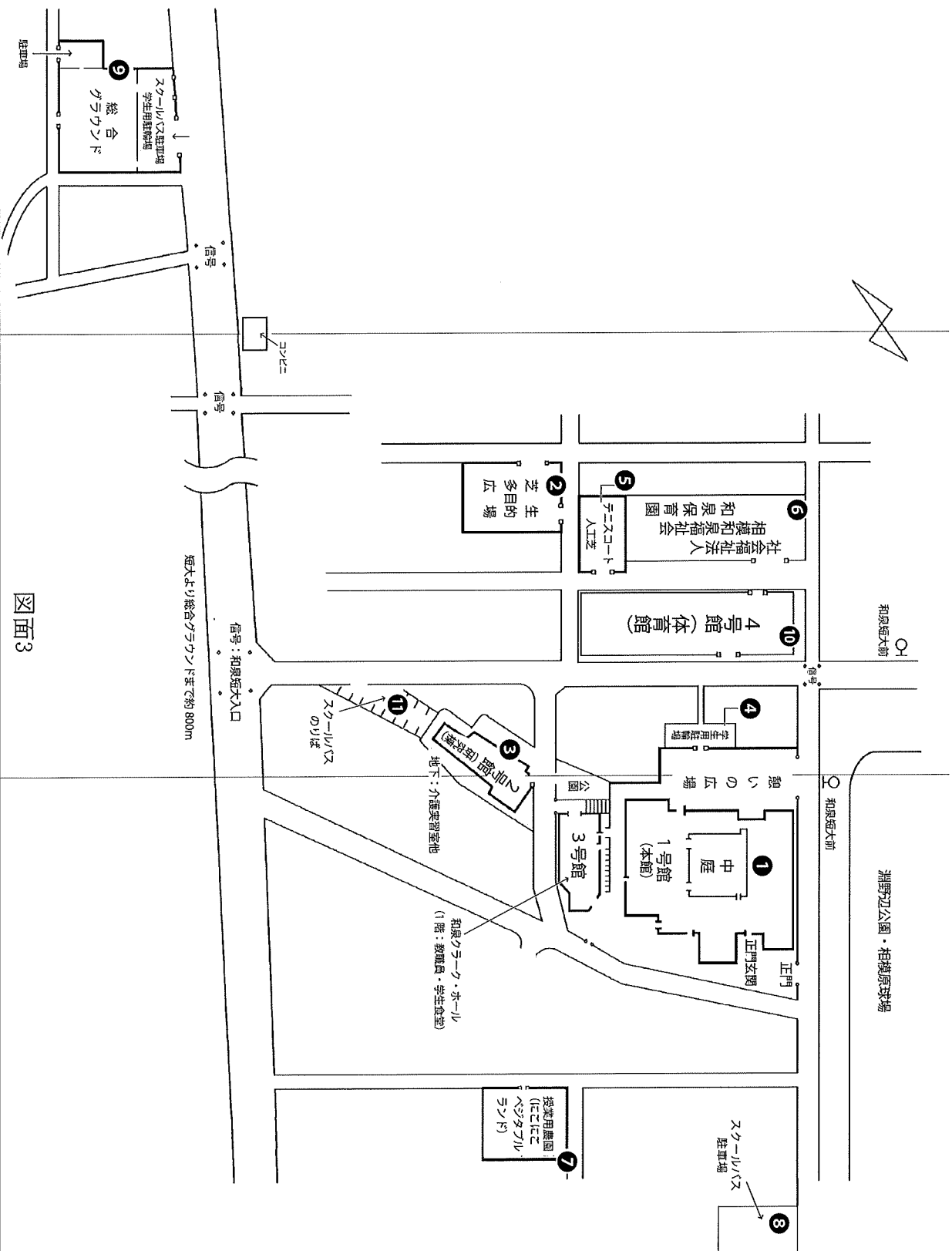
単位:円

	所在地(2号館隣地)	用 途	面 積	年間借用料
⑪	相模原市中央区青葉2丁目6116番 1	スクールバス駐車場	1,493m ²	26,400,000

和泉短期大学 校舎面積

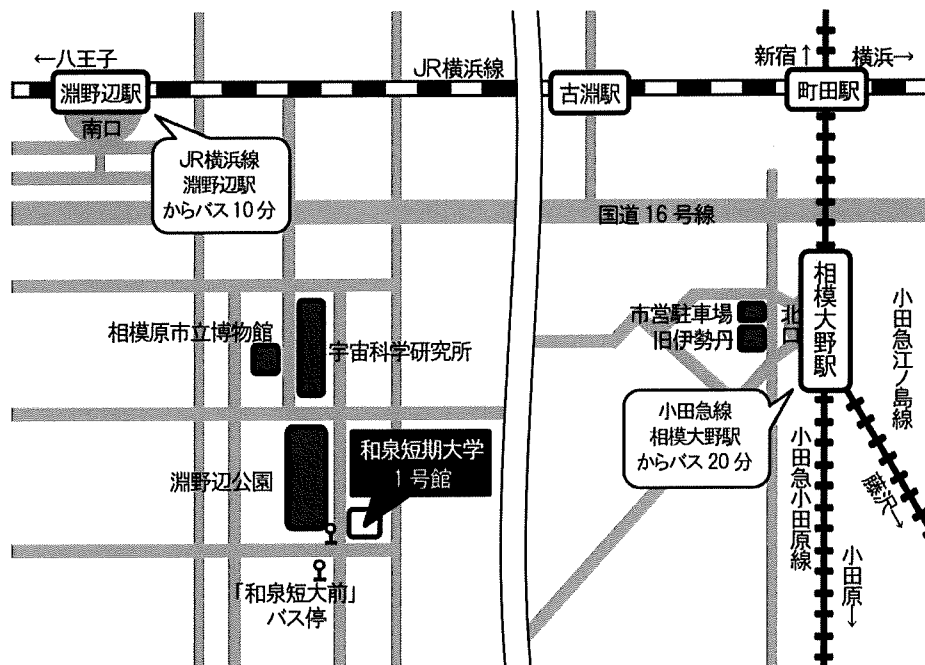
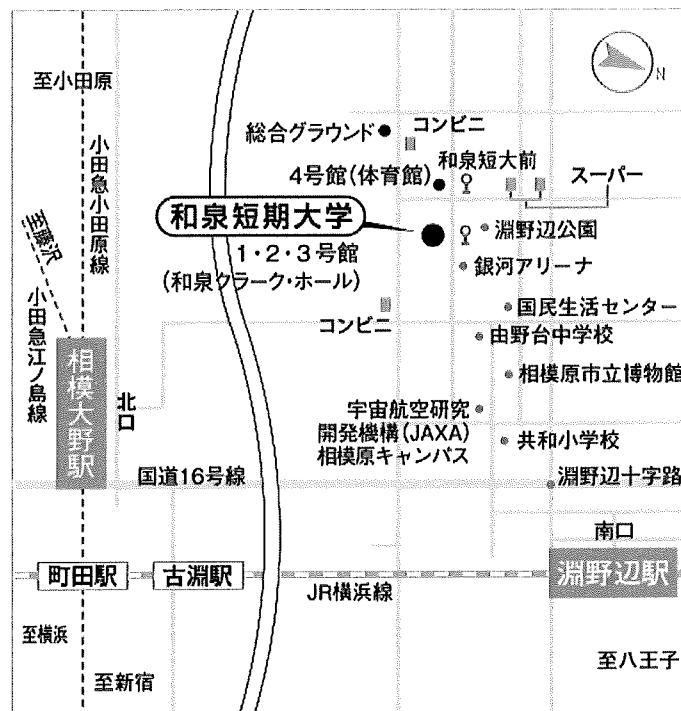
区 分	面 積
1号館校舎 : 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	5,342.40m ²
2号館(研究棟) : 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建	1,152.25m ²
3号館(講堂) : 鉄筋コンクリート造アルミ板葺3階建	1,083.82m ²
4号館(体育館) : 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,979.96m ²
合 計	9,558.43m ²

校地・校舎の配置図



図面3

最寄り駅からの距離並びに当該大学等の 学生が通常使用する交通手段及び時間



○JR横浜線 淵野辺駅よりスクールバス乗り場まで 徒歩3分(190m)
→和泉短期大学まで バス10分(2.5km)

○小田急線 相模大野駅よりスクールバス乗り場まで 徒歩5分(300m)
→和泉短期大学まで バス20分(7km)

○和泉短期大学学則 新旧対照表

改正案	現 行	改正理由												
(学科及び学生定員) 第4条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。 <table> <tr> <td>児童福祉学科</td><td>入学定員</td><td><u>120 名</u></td></tr> <tr> <td></td><td>収容定員</td><td><u>240 名</u></td></tr> </table> 附 則 <u>この学則は 2026 年 4 月 1 日から改正施行する。</u>	児童福祉学科	入学定員	<u>120 名</u>		収容定員	<u>240 名</u>	(学科及び学生定員) 第4条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。 <table> <tr> <td>児童福祉学科</td><td>入学定員</td><td><u>200 名</u></td></tr> <tr> <td></td><td>収容定員</td><td><u>400 名</u></td></tr> </table>	児童福祉学科	入学定員	<u>200 名</u>		収容定員	<u>400 名</u>	学生定員を減じ、適正な収容定員とするため
児童福祉学科	入学定員	<u>120 名</u>												
	収容定員	<u>240 名</u>												
児童福祉学科	入学定員	<u>200 名</u>												
	収容定員	<u>400 名</u>												

○和泉短期大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 和泉短期大学（以下「本学」という。）は、児童の保育養護及び社会の福祉に貢献しようとする者に対し、教育基本法及び学校教育法に則り、一般的教養と専門的知識技能を授け、かつキリスト教主義教育を通じて、円満な人格と豊かな情操の育成を図ることを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検、評価及び結果の公表を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(所在地)

第3条 本学の所在地は、神奈川県相模原市中央区青葉2丁目2番地1号とする。

(学科及び収容定員)

第4条 本学の学科及び収容定員は、次のとおりとする。

児童福祉学科 入学定員 120名

収容定員 240名

(修業年限及び在学年限、長期履修学生の修業年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年限は、4年を超えることはできない。

2 学生が職業を有している等の事情により、前項の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する旨を申し出たときは、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

3 前項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組 織

(職員組織)

第6条 本学に学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長は、所管の業務について学校法人和泉短期大学（以下「本法人」という。）理事会に報告する。

4 学長の任期は4年とする。ただし、再任をさまたげない。

5 教授、准教授、専任講師、助教は、学生を教授し、研究に従事する。

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。教授会は学長、教授、准教授、専任講師及び助教から構成される。

第8条 教授会は、学長が招集する。

2 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

3 学長に事故がある時は、学長が予め教授会の中より指名した者がその職務を代行する。

第9条 教授会は、原則として定例会を1ヵ月に1回開催する。ただし、次に掲げる理由が生じた場合は、その都度開催するものとする。

(1) 教授会全構成員の3分の2以上の要求があったとき

(2) 学長が必要と認めたとき

第10条 教授会は、学長が次に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学位の授与

(2) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(3) 教育課程の編成

(4) 教員の教育研究業績等の審査

(5) 学生懲戒規程の定めによる学生に対する退学、停学及び訓告の処分

(教授会の審議事項)

第11条 教授会は、本法人の方針に基づき、大学における教育研究に関する次の事項について審議する。

(1) 学則その他重要な学事に関する規程・規則等の制定改廃に関すること

(2) 学事日程に関すること

(3) 教授、准教授、専任講師、助教、助手及び非常勤講師の選考に関すること

(4) 入学者の選考に関すること

(5) 休学、復学、転学及び除籍に関すること

(6) 学生の試験及び単位の認定に関すること

(7) 学生の厚生及び補導に関すること

(8) 学生の賞罰に関すること

(9) その他教育研究に関する事項

第12条 教授会は、全構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

第13条 教授会には、議事録を備え、議事進行の過程及び決議事項を記入し、議事終了後、教授会において確認を受けた上、議長及び記入者が署名する。

第14条 議事録は、学長が保管し、構成員の要求があったときは、これを提示する。

第15条 学長は、必要に応じ、事務職員及びその他の職員を出席させて、議事事項の説明を行わせ、また議事運営上の事務を処理させることができる。

第16条 教授会を招集するときは、1週間前に書面をもって通告するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第17条 本章に定めるもののほか、教授会の運営に関する規定は別に定める。

第3章 授業科目及び教育課程

(授業科目)

第18条 本学において開設する授業科目並びにその必修と選択の別及び単位数は、別表1に定めるところによる。

(卒業の認定)

第19条 本学に2ヵ年以上在学し、次の単位を修得した者に対し、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

・教養教育科目 12単位以上（卒業必修10単位を含む）

・専門教育科目 52単位以上（卒業必修6単位を含む）

合計 64単位以上

(学位の授与)

第20条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士(児童福祉学)の学位を授与する。

(資格等の取得)

第21条 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第19条の規定によるほか、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格を取得しようとする者は、第19条の規定によるほか、児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

3 社会福祉士国家試験受験資格の単位を修得しようとする者は、第19条の規定によるほか、社会福祉士及び介護福祉士法に定める所定の単位を修得しなければならない。

4 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、第19条の規定によるほか、社会福祉法に基づいて本学で定める所定の単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第22条 授業科目の課程を修了した者には、所定の単位を与える。

2 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準によって計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(評 価)

第23条 単位認定の評価は、90 点以上を S A、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C、59 点以下を D とし、D は不合格とする。

(他の短期大学等における授業科目の履修)

第24条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学、大学又は専門学校（以下「他の短期大学等」という。）との協定に基づき、学生が他の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第24条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った第25条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては第24条第1項及び第25条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(履修届及び履修制限)

第27条 学生は、毎学期に大学が指定する期間に、別表1に掲げる所定の科目の中から履修しようとする授業科目を選び届け出なければならない。

2 各学期21単位を上限とする。ただし、別に定める除外対象授業科目の単位数は、含めない。なお、成績優秀者（GPA3.7以上）の学生に限り特別措置を講じることができる。

(授業の出席)

第28条 授業の出席日数が、第22条（単位の計算方法）に規定する授業時間数の3分の2に満たない者は、当該科目の単位を修得することができない。

(試 験)

第29条 単位修得の認定は、試験による。試験は、筆記試験、口答試験、論文その他によるものとする。

(学年及び学期)

第 30 条 学年は、4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終る。学年の学期は、次のとおりとする。

前期 4 月 1 日から 9 月下旬まで

後期 9 月下旬から 3 月 31 日まで

2 前期終了日及び後期開始日は学年毎に定める。

(休業日)

第 31 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本法人創立記念日 (5 月 15 日)

(4) クリスマス (12 月 25 日)

(5) 春期休業日

(6) 夏期休業日

(7) 冬期休業日

(8) その他臨時に定める休日

2 春期、夏期、冬期及び臨時の休業日は、学年毎に定める。

3 前項の規定にかかわらず、学長は必要と認めた場合は、休業日を授業を行う日に変更することができる。

4 本学の授業日数は、年間 35 週間以上とする。

第 4 章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第 32 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 33 条 本学に入学できる者は、次の資格のいずれかを有する者とし、選考の上入学を許可する。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を終了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者で、その後本学において、大学教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(転入学者)

第34条 他の大学から本学に転入学を希望する者は、欠員のある場合に限り選考の上許可する。

(入学者の選考)

第35条 入学者の選考に関する規則は別に定める。

(出願の手続き)

第36条 入学を希望する者は、入学願書に次の各号に掲げる書類及び費用を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 第33条に該当することを証明する書類

(2) 所定の写真

(3) 所定の入学検定料

(入学の手続き)

第37条 入学を許可された者は、次の手続きを定められた期日までに行わなければならない。

(1) 宣誓書及び保証書の提出

(2) 住民票記載事項証明書(外国人については、外国人登録済証明書)の提出

(3) 入学に要する所定の学納金の納入

第38条 前条に関する手続きを所定の期日までに終了しない者は、入学を取消すことがある。

第39条 出願及び入学に際して提出した書類及び費用は、理由を問わず返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める条件により返還することがある。

第40条 学生は自己又は保証人の身分の変動及び住所の変更があったときは直ちに届けなければならない。

(休学)

第41条 疾病又は事故、及びその他の事由のため3ヵ月以上修学することができない見込みの者は、学期毎の単位で、保証人連署の上休学を願い出ることができる。

ただし、休学の期間は通算して2年を超えることはできない。

(復学)

第42条 前条の規定により休学した者が、保証人連署の上復学を願い出たときは、学長は許可することができる。

(転 学)

第 43 条 学生が他の大学に転学しようとする場合は、正当な理由があると認めた場合に限り学長が許可する。

(退 学)

第 44 条 退学しようとする者は、願い出て許可を得なければならない。

第 45 条 退学した者が再入学しようとするときは、願い出て許可を得なければならない。

2 再入学に関して必要な事項は別に定める。

(除 籍)

第 46 条 学生は次の各号の 1 に該当する場合は除籍される。

- (1) 疾病その他の理由で学業の継続が不可能と認められたとき
- (2) 学納金の納入を怠ったとき
- (3) 在学期間（休学及び停学期間を含まない）が 4 年を超えるとき

第 5 章 学納金及びその他の費用

(学納金及びその他の費用)

第 47 条 学納金及びその他の費用と納入期日は「学納金等納入規程」のとおりとする。

2 正当な事情があつて所定の学納金を納入期間内に納入できない者については、分納又は延納を認めることがある。

第 48 条 休学を許可された者は、休学期間中の授業料等の学生納付金を免除する。ただし、在籍料として休学期間半年の場合は、50,000 円、1 年の場合は 100,000 円を納めなければならない。

2 本法人が設置する学校を卒業した者の入学者には、入学金を免除する。

3 卒業生・在学生家族推薦入学選考によって入学した者には、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより入学金の一部を減額する。

4 特待生制度によって入学した者には、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより 1 年次の学納金の一部を減免する。

5 「大学等における修学の支援に関する法律」により日本学生支援機構から授業料及び入学金の減免対象者として認定された予約採用者から「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」が本学に提出され、日本学生支援機構に「進学届」の手続きがされた入学者は、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより授業料及び入学金の一部を減免する。

6 授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、「継続願」を提出して、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより授業料の一部を減免する。

7 専攻科ヒューマンケア専攻に入学した者には、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより入学金の全額を減免または一部を減額する。

第 49 条 一度納入した学納金は一切返還しない。

第6章 科目等履修生、委託生及び留学生

(科目等履修生)

第50条 本学の授業科目の1科目又は数科目あるいは授業科目の群の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第22条、第23条及び第29条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(委託生)

第51条 官公庁等からの委託に基づき、本学において学習を希望する者があるときは、選考の上、委託生として入学を許可する。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

(留学生)

第52条 外国人で短期大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、留学生として入学を許可する。

2 留学生に関して必要な事項は別に定める。

第7章 専攻科

(専攻科)

第53条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

ヒューマンケア専攻

(専攻科の目的)

第54条 専攻科は、学科教育を基礎として、さらに必要とされる専門の教育を行うことを目的とする。

2 ヒューマンケア専攻においては、保育士として学んだ理論及び実践をベースに、さらに高齢社会の介護ニーズに応えるため、介護の専門的知識、技術、倫理等の理解と実践力を身につけた、介護福祉士を養成する。

(定員)

第55条 専攻科に入学させる学生の定員及び収容定員は、次のとおりとする。

ヒューマンケア専攻 入学定員 20人、 収容定員 20人

(修業年限及び在学期間)

第56条 専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、在学期間は、2年を超えることができない。

(授業科目及び単位数)

第57条 ヒューマンケア専攻において開設する授業科目及びその単位数は、別表2に定めるところによる。

(取得資格)

第 58 条 ヒューマンケア専攻において取得できる資格は、次のとおりとする。

介護福祉士受験資格

(単位の授与)

第 59 条 ヒューマンケア専攻の授業科目を履修した者に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、その必要な科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 試験の成績は、90 点以上を S A、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C、59 点以下を D とし、D は不合格とする。

3 講義・演習科目については、学則に定める授業時間数の 3 分の 2 以上、実習科目については 5 分の 4 以上の出席時間数が満たない者には、当該科目の履修の認定は認められない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 60 条 学生が入学する前に短期大学又は大学等において履修した授業科目については認定は認められない。

(修了の認定及び修了証書)

第 61 条 ヒューマンケア専攻に 1 年以上在学し、次の単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

・人間と社会の領域科目	3 単位以上
・介護領域科目	39 単位以上
・こころとからだのしくみ領域科目	12 単位以上
・医療的ケア	5 単位以上
合計	59 単位以上

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(入学資格)

第 62 条 ヒューマンケア専攻に入学する資格のある者は、厚生労働大臣の指定した保育士養成施設を卒業し保育士となる資格を有する者で、保育士登録した者とする。

(転学・転科及び編入学)

第 63 条 ヒューマンケア専攻においては、転学・転科及び編入学は認めない。

(学納金)

第 64 条 ヒューマンケア専攻の学納金及び学納金納入期日は「学納金納入規程」のとおりとする。

(準用規定)

第 65 条 本章の規定のほか、専攻科生に関する事項は、学科学生に関する規程を準用する。この場合において、第 41 条の「2 年」とあるのは「1 年」と読み替えるものとする。

第 8 章 奨学金

(奨学金)

第 66 条 本学に奨学金制度を設ける。

- 2 奨学金に関して必要な事項は別に定める。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第67条 他の学生の模範となる者については、教授会の議を経て、学長が表彰する。

- 2 前項の表彰は、授業料の一部免除その他の方法によることができる。

(懲 戒)

第68条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項の退学は、本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者に対して行う。

- 4 懲戒に関して必要な事項は別に定める。

第10章 附属図書館

(附属図書館)

第69条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関して必要な事項は別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第70条 本学において、必要があると認められるときは、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座の開設科目、受講料等については、その都度定める。

第12章 雑 則

(本学則の改正)

第71条 本学則の改正は、教授会の審議に基づき、本法人理事会の議決を経て行う。

附 則

この学則は昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和41年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和48年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和50年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和52年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和53年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 54 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 55 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 56 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 57 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 59 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 60 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 61 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 62 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は平成元年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は平成 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1991 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1992 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1993 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1994 年 1 月 27 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1995 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1996 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1997 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1998 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1999 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2000 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2001 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2002 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2003 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2004 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2005 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2006 年 1 月 27 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2006 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2007 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2008 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2009 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2010 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2011 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2012 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2013 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2014 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2015 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2016 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2017 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2019 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2020 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2021 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2022 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2024 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2025 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2026 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表1

授業科目一覧

No.	教科目名	講義 単位数	演習 単位数	実習・実技 単位数	開講期	卒業	保育士資格	幼稚園教諭二種免許	社会福祉士任用
1	教養教育科目	キリスト教概論	2		1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	—
2	教養教育科目	キリスト教倫理	2		2年次	卒業必修	—	—	—
3	教養教育科目	キリスト教保育	2		1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	—
4	教養教育科目	日本国憲法	2		2年次	選択	選択	必修	—
5	教養教育科目	パイオルガン入門	2		2年次	選択	選択	—	—
6	教養教育科目	キリデザインⅠ	2		1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	—
7	教養教育科目	キリデザインⅡ	2		2年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	—
8	教養教育科目	英語コミュニケーションⅠ		1	2年次	選択	選択	必修	—
9	教養教育科目	英語コミュニケーションⅡ		1	2年次	選択	選択	必修	—
10	教養教育科目	体育理論	1		2年次	選択	必修	必修	—
11	教養教育科目	体育実技		1	2年次	選択	必修	必修	—
12	専門教育科目	保育原理	2		1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	※科目から5科目以上必修
13	専門教育科目	教育原理	2		2年次	選択	必修	必修	※科目から5科目以上必修
14	専門教育科目	子ども家庭福祉	2		1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	※科目から5科目以上必修
15	専門教育科目	社会福祉	2		1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	※科目から5科目以上必修
16	専門教育科目	保育者論	2		2年次	選択	必修	必修	—
17	専門教育科目	保育の心理学	2		1年次	選択	必修	必修	—
18	専門教育科目	子ども家庭支援の心理学	2		1年次	選択	必修	—	—
19	専門教育科目	子どもの保健	2		1年次	選択	必修	—	—
20	専門教育科目	子どもの健康と安全		1	2年次	選択	必修	—	—
21	専門教育科目	子どもの食と栄養Ⅰ		1	2年次	選択	必修	—	—
22	専門教育科目	子どもの食と栄養Ⅱ		1	2年次	選択	必修	—	—
23	専門教育科目	子ども理解と保育		1	2年次	選択	必修	必修	—
24	専門教育科目	教育・保育カリキュラム論	2		1年次	選択	必修	必修	—
25	専門教育科目	保育内容概論		1	2年次	選択	必修	必修	—
26	専門教育科目	保育内容「健康」		1	1年次	選択	必修	必修	—
27	専門教育科目	保育内容「人間関係」		1	1年次	選択	必修	必修	—
28	専門教育科目	保育内容「環境」		1	1年次	選択	必修	必修	—
29	専門教育科目	保育内容「言葉」		1	1年次	選択	必修	必修	—
30	専門教育科目	保育内容「表現」		1	1年次	選択	必修	必修	—
31	専門教育科目	保育内容の総合的指導法「健康」		1	1年次	選択	必修	必修	—
32	専門教育科目	保育内容の総合的指導法「人間関係」		1	1年次	選択	必修	必修	—
33	専門教育科目	保育内容の総合的指導法「環境」		1	2年次	選択	必修	必修	—
34	専門教育科目	保育内容の総合的指導法「言葉」		1	2年次	選択	必修	必修	—
35	専門教育科目	保育内容の総合的指導法「音楽表現」		1	1年次	選択	必修	必修	—
36	専門教育科目	保育内容の総合的指導法「造形表現」		1	1年次	選択	必修	必修	—
37	専門教育科目	保育内容の総合的指導法「身体表現」		1	1年次	選択	必修	必修	—
38	専門教育科目	子ども家庭支援論	2		2年次	選択	必修	—	—
39	専門教育科目	教育・保育相談の理論と方法		1	2年次	選択	必修	必修	—
40	専門教育科目	乳児保育Ⅰ	2		1年次	選択	必修	—	—
41	専門教育科目	乳児保育Ⅱ		1	1年次	選択	必修	—	—
42	専門教育科目	特別支援保育Ⅰ		1	1年次	選択	必修	必修	—
43	専門教育科目	特別支援保育Ⅱ		1	2年次	選択	必修	—	—
44	専門教育科目	社会的養護の原理	2		1年次	選択	必修	—	—
45	専門教育科目	社会的養護の内容		1	1年次	選択	必修	—	—
46	専門教育科目	教育政策と社会(児童の権利)	2		2年次	選択	必修	必修	—
47	専門教育科目	障がい者福祉論	2		2年次	選択	選択	—	※科目から5科目以上必修
48	専門教育科目	高齢者福祉論	2		2年次	選択	選択	—	※科目から5科目以上必修
49	専門教育科目	手話		1	2年次	選択	選択	—	—
50	専門教育科目	障がい児・者支援の方法		1	1年次	選択	選択	—	—
51	専門教育科目	インターナショナル・フィールドワーク		2	1年次	選択	選択	—	—
52	専門教育科目	保育方法	2		2年次	選択	選択	必修	—
53	専門教育科目	幼児教育と情報機器	2		2年次	選択	選択	必修	—
54	専門教育科目	子どもと音楽		1	1年次	選択	必修	—	—
55	専門教育科目	リズム		1	1年次	選択	選択	—	—
56	専門教育科目	パイオルガン		1	2年次	選択	選択	—	—
57	専門教育科目	造形遊びⅠ		1	2年次	選択	選択	—	—
58	専門教育科目	造形遊びⅡ		1	2年次	選択	選択	—	—
59	専門教育科目	ハートベルⅠ		1	1年次	選択	選択	—	—
60	専門教育科目	ハートベルⅡ		1	1年次	選択	選択	—	—
61	専門教育科目	ハートベルⅢ		1	2年次	選択	選択	—	—
62	専門教育科目	ハートベルⅣ		1	2年次	選択	選択	—	—
63	専門教育科目	保育・教職実証演習(幼稚園)	2		2年次	選択	必修	必修	—
64	専門教育科目	保育実習指導Ⅰ	2		1年次	選択	必修	—	—
65	専門教育科目	保育実習Ⅰ(保育所)		2	1年次	選択	必修	—	—
66	専門教育科目	保育実習Ⅰ(施設)		2	1年次	選択	必修	—	—
67	専門教育科目	保育実習指導Ⅱ	1		2年次	選択	必修	—	—
68	専門教育科目	保育実習Ⅱ(保育所)		2	2年次	選択	2科目から2単位以上必修	—	—
69	専門教育科目	保育実習Ⅱ(施設)		2	2年次	選択	2科目から2単位以上必修	—	—
70	専門教育科目	教育実習指導(幼稚園)	1		1～2年次	選択	—	必修	—
71	専門教育科目	教育実習(幼稚園)		4	2年次	選択	—	必修	—
72	専門教育科目	こども支援ソーシャルワーク	1		1年次	選択	—	—	—
73	専門教育科目	災害と保育		2	1・2年次	選択	—	—	—

別表2 授業科目及び単位数(専攻科)

	分野	教科目名	修了 必修	講義 単位 数	演習 単位 数	実習 単位 数
ヒューマンケア専攻科目	人間と社会	社会の理解	キリスト教社会倫理	○ 1		
			ソーシャルワーク制度	○ 1		
			ヒューマンソーシャルワーク	○ 1		
	介護	介護の基本	支援者の役割	○ 4		
			介護サービスの理解	○ 4		
			介護実践の基本	○ 4		
		コミュニケーション技術	コミュニケーション技術の基本	○	1	
			ヒューマンコミュニケーション	○	1	
		生活支援技術	生活支援の基本	○ 2		
			自立に向けた居住環境の整備	○	1	
			自立に向けた移動支援	○	1	
			自立に向けた食事支援	○	1	
			自立に向けた清潔保持の支援	○	1	
			自立に向けた排泄支援	○	1	
			自立に向けた家事支援	○	1	
			ライフケアの基本	○	1	
			障がい者の生活支援	○	1	
			身体構造と介護予防	○	1	
		介護過程	介護過程の基本	○	2	
			介護過程の演習A	○	1	
			障がい者の介護過程	○	1	
			介護過程の実践	○	1	
		介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	○	1	
			介護総合演習Ⅱ	○	1	
		介護実習	介護総合実習Ⅰ	○		2
			介護総合実習Ⅱ	○		5
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	人間の発達と疾患	○ 2		
		認知症の理解	認知症の支援	○ 2		
			認知症の介護	○ 2		
		障がいの理解	障がいの基本的理解	○ 2		
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア	こころとからだのしくみ	○ 2		
			こころとからだの理解	○ 2		
			医療的ケアⅠ	○ 4		
			医療的ケアⅡ	○	1	

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

和泉短期大学は、学則第4条に定める児童福祉学科の入学定員及び収容定員を、令和8年度（2026年度）から次のとおり変更する。

収容定員（入学定員）変更

新（令和8年度から）			旧（令和7年度まで）		
学 科	入学定員	収容定員	学 科	入学定員	収容定員
児童福祉学科	120	240	児童福祉学科	200	400

イ 学則変更の必要性

和泉短期大学児童福祉学科は、1965年に入学定員40名で世田谷区に開設した。その後1976年に相模原市に移転し入学定員250名に変更認可された。本学は、建学の精神である「キリスト教信仰に基づく教育と人格形成」、スクールモットー「愛と奉仕」により、これまで20,420人の卒業生を主に保育、福祉、幼児教育の専門職として社会に送り出してきた。

2016年度までは入学生募集は順調に推移し入学定員を充足していたが、近年の本学を取り巻く環境の変化により、2017年度以降入学定員未充足の状況が続き、2022年度から入学定員を現行の250名から50名減員のうえ、200名とし入学定員の適正化を図った。しかしながら、2022年度以降も定員割れが続いている（資料1）。

学校法人運営調査における「経営指導強化指標」の設定（財務状況）及び高等教育の修学支援新制度における機関認定の条件である直近3年度の収容定員充足率（80%未満は不可）等を勘案し、2026年度から入学定員を現行の200名から80名減員のうえ、120名とし入学定員のさらなる適正化を図ることとした。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）に伴う、直接的な教育課程の変更はない。
これまでと同等以上の内容を担保していく。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育方法及び履修指導方法についての変更はない。これまでと同様にきめ細かい履修指導を継続して実施し、学生が学習成果を習得するための教育方法の改善と充実に努める、同等以上の内容を担保していく。

(3) 教員組織の変更内容

教員組織（教員数）については、文部科学省短期大学設置基準、厚生労働省指定保育士養成施設指定基準、幼稚園教職課程認定基準を満たす専任教員を配置し、教育の質を担保していく。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は行わない。
従前より短期大設置基準を上回っており、教育研究を行うのに十分な施設・設備を担保していく。

学生の確保の見通し等を記載した書類

－目 次－

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況……………	2
①学生の確保の見通し……………	2
ア 定員充足の見込み……………	2
イ 定員充足の根拠となる客観的データの概要……………	2
ウ 学生納付金の設定の考え方……………	3
②学生確保に向けた具体的な取組状況……………	3
(2) 人材需要の動向等社会の要請……………	6
①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）……………	6
②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたもので あることの客観的な根拠……………	7

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

①学生確保の見通し

ア 定員充足の見込み

和泉短期大学児童福祉学科は、日本で唯一の単科の短期大学の学科であり、設立 69 年で卒業生 20,420 人を社会に輩出している。学生募集は、相模原市に移転後は地元、近隣の高校及び受験生に対して、認知度と入学実績がある。

資料 1「和泉短期大学 志願者・入学者・入学定員充足率・収容定員充足率推移(2021 年度～2025 年度)より、2017 年度以降、入学定員及び収容定員が未充足の状況である。

入学定員を80名減員して120名とした場合、入学定員充足率は100%を超過している。

「保育所等利用待機児童数の状況について」の資料から、神奈川県では保育所の利用率が年々増加しており、待機児童の減少に向けて保育所等数の整備・拡充を進めるとともに、保育所の整備によって顕在化している保育士不足解消への取り組みを行政として進めることが示されている。また、「相模原市 利用申込者数、利用申請率の推移」により、相模原市の保育所等利用申込者数は高い水準にある。さらに利用申請率は増加傾向にあり、過去最高を記録している。

「子育てするなら相模原」を実現するための相模原市の施策に対して、本学としても協力していきたいと考えている。

これらの状況から、今後も幼稚園・保育所、その他福祉施設等からの求人に貢献するとともに、質の高い保育者の輩出への期待にも応えることができると考える。因って 2026 年度から入学定員を 80 名減員して 120 名にしても入学定員充足は十分に可能である。

イ 定員充足の根拠となる客観的データの概要

【短期大学進学状況】

前述の資料 1 及び資料 2「和泉短期大学 志願者・入学者推移<入試形態別推移>」により、2021 年度以降、全国の 18 歳人口は急減期に入っている。神奈川県は都市部のため 18 歳人口は全国に比べても減少が緩やかである。2025 年の 18 歳人口を 100 とした場合、10 年後の 2035 年は 92.1%に対して、神奈川県は 95.4%であり減少幅が少ない。

短期大学は地域に根差し地元に愛されることが基本である。資料 3「和泉短期大学地域別入学者推移(6年間)」の 2025 年度を例に取ると、本学入学者の 78.0%が神奈川県出身者であり、併せて、本学の所在地の相模原市は 37.0%である。相模原市は政令指定都市であり人口 72 万人の大都市である。また、隣接の町田市、横浜線の八王子市からも 18.9%の学生が通学している。本学は、最寄り駅から徒歩圏にはないが、淵野辺駅、相模大野駅からスクールバスを運行しているため、小田急線、横浜線沿線からの入学者も多い。これは、和泉短期大学が地元選ばれ、地域密着型短期大学であるからで、今後も相模原市を中心に地域貢献を

することが本学の認知度を向上し、また入学定員の確保を維持向上していく根拠である。

資料 4「入学定員充足率等の推移(短期大学)」を見ると、令和 7 年度の入学定員充足率は 73.78%で前年度より 3.63 ポイント上昇した。これは、各短期大学の入学定員を減員した結果であると思われる。

資料 5「地域別・学科別入学定員充足率の推移(短期大学)」により大都市圏の神奈川県は 71.94%、東京は 67.84%であることから本学の充足状況を鑑みれば入学定員を減員することは必然と考える。

資料 6「神奈川県・近隣の保育者養成校(短期大学)の入学定員充足率推移」により近隣の本学の競合校は 8 校あり、すべての学校が未充足の状況である。その中において、本学は未充足ではあるが毎年度 120 名の入学者は維持している。本学の競合校は多いが、各大学の所在地が点在していることもあり、今後も学生確保の見通しはつくものと考ええる。

資料 7「学校種別ごとの指定保育士養成校(地区別)」(2024 年度)により、全国の保育者養成校等は 525 校あり、学部学科では 637 校である。

各養成校を入学定員ごとに記したのが資料 7「指定保育者養成校の入学定員(規模別)一覧」の表から入学定員が多い規模別で入学定員 301 人以上 490 人が 4 校、300 人が 1 校、250 人が 2 校、201 人から 249 人が 3 校、そして 200 人(本学を含む)は 13 校である。

入学定員変更後の 120 人の規模は 61 校に属する。入学定員の規模から、保育者養成校の入学定員 200 人は大規模であり、入学定員 100 人以下に約 80%の養成校が集中している。

以上の客観的データ(資料 1～資料 7)から本学の入学定員は、120 人が適正規模であると考ええる。

ウ 学生納付金の設定の考え方

本学設立の原点は、施設保育士の現認訓練所であり、施設保育士養成である。その歴史的背景があり、資料 8「学校別学費等一覧(神奈川県内短期大学)」(2025 年度)から、学納金を県内でも低く設定している。本学学生の家庭の経済状況は悪く、貸与型奨学金の対象者が 29.9%、給付型奨学金の対象者が 17.9%いる。以上の理由から、今後も学納金を値上げすることは考えていない。厳しい経営環境下ではあるが収容定員変更後も現在の学納金の設定額を維持し、併せて財務の安定化を図っていきたい。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

2025 年 1 月に教授会、理事会にて、また 2025 年 3 月に評議員会で資料 9「学校法人和泉短期大学第 3 次 中期計画」(2025 年度～2029 年度)15 のビジョン」が承認され制定した。

早期に入学定員未充足を解消するため 2022 年度に入学定員を 250 名から 50 名減員のうえ、200 名として入学定員の適正化を図った。

しかし、神奈川県内の短期大学はこの5年の間に志願倍率が1.17から0.69へと59%減少し、本学も入学定員未充足を解消することが出来なかった。そのため、第3次中期計画(2025年度～2029年度)においても定員充足を行ない、入学者の確保と増加に向けた取り組みを実施することが最重要課題と考えている。学生募集の広報活動は入試広報委員会を中心に今後も全学体制で臨んでいく。

2024年4月に1年生を対象に行った資料10「新入生対象入試に関するアンケート」では、本学の名前を知ったきっかけとして「高校内でのガイダンス・特別授業」を挙げた方が多く、進学先として意識した時期は高校3年の春と答えた方が多かった。また、小・中学生の頃に本学との出会いの機会を設けることで、本学への進学者がさらに増加することが予想されており、小・中学生向けの行事や授業体験の実施に取り組んでいる。

以下、学生確保に向けたハイブリッド型の広報の取り組みを挙げる。

対面戦略

(1) 高校内説明会の実施

入試広報委員会が中心となり、教職員で市内高校及び入学者の多い重点校、また指定校178校は3年生の担任及び進路指導担当者を訪問し、「将来子どもに関わる仕事に就くには？ HowToBook」を用いて、本学の教育の特徴、ストロングポイント、在学生の本学での学生生活状況及び成績、就職先などを丁寧に説明している。

(2) オープンキャンパス開催

高校生の動向として、大学等のオープンキャンパス自体に訪れる生徒が減少していること、各回の参加人数が減少していることから、学生が主導で行うスタイルを維持しつつ、より身近な距離感でオープンキャンパスを楽しみつつ本学の雰囲気を感じられるような取り組みに変更した。特に地域連携推進センター委員会、子育て支援プログラム(はっぴい、すまいいい)WGの協力を得て、毎回のオープンキャンパスに子育てひろば「はっぴい」を同時開催したことにより、子どもの声が聞こえるキャンパスであることが視覚化され、親子と関わる学生の姿が高校生やその同行者である保護者によく伝わった。

(3) 高校訪問(教職員は1年に高校訪問を4回定期的に行なっている)

① 高校内進路説明会・模擬授業

2024年度は年間115校に約1,400名の高校生が参加した。入試説明、面接指導、エントリーシートの書き方、保育者の職業説明、絵本読み聞かせ、保育・幼児教育現場や保育者の職業のやりがい・魅力等を説明している。

② 学校推薦型選抜(指定校推薦)案内

神奈川県、東京都、山梨県の指定校に教職員が、学校推薦型選抜(指定校推薦)要項を持参し、入試説明及び在学生の学習成果の説明を行なっている。

③ 高大連携プログラム開催案内

地域連携として「高等学校との結びつき」を重視し、保育・福祉の専門的知見を提供し、高等学校の授業の活性化や生徒の学びへの意欲の向上を目的に講師派遣事業を行っている。

(4) 高校教員対象広報

① 高校教員対象進学説明会

2025 年度は、高校教員が参加しやすいよう複数日(5 月 23 日(金)・28 日(水)のいずれかに参加)を設定して開催した。

② 相模原市内高等学校長との教育研究会

地域密着型・実力養成型の短期大学として 2025 年度までに 14 回開催している(2020・2021 年度は新型コロナウイルス感染症拡大により中止)。内容は、高等教育を取り巻く身近な情報を話題提供し、高校長と情報交換している。

③ 高大接続授業研究プログラム

高等学校の家庭科・社会科・総合学習等科目を担当する教員との研究会を毎年度開催し、14 年継続している。

(5) 入試改革

オープンキャンパス時の子育て広場「はっぴい」への参加を総合型選抜「保育・福祉コース」の受験要件となる保育福祉体験として位置づけたことにより、このコースでの受験者が大幅に増加した。加えて総合型選抜「授業参加コース」の受験要件である「特別授業」を動画で作成したことにより、オープンキャンパスに様々な内容の授業を何度も受講できる体制となり、受験生の増加につなげることができた。

デジタル戦略

(1) ホームページの充実

動画を中心に大幅なホームページの修正を行った。スペシャルコンテンツ動画をより短いもので訴求内容が分かりやすいものに変更、専攻科ヒューマンケア専攻ページのリニューアル、デジタルでの大学案内書の閲覧、スマートフォンに対応したページのさらなる充実を図っている。

(2) SNS 戦略

① LINE によるオープンキャンパスの告知・個別相談

LINE はメッセージを個別に送れる SNS ツールであることから、広報イベントの告知及び個

別相談の機会のほか、オープンキャンパス参加者へのフォローなど双方向にコミュニケーションできるツールとして位置づけ活用している。

② Instagram・facebook

現在 1,000 名を超えるフォロワーを得ている。学生生活や授業紹介、オープンキャンパス・入試情報、卒業生 voice、在学生 voice などを中心に計画的に投稿を実施している。

③ TikTok

TikTok は若年層を中心として、幅広い世代に利用されている。現在 2,800 名を超えるフォロワー数を得ており、投稿から数日で 2 万回再生を達成するなど確実に成果を出している。今後は、協力学生や卒業生・保育園等との連携も図り、毎日のストーリーズ投稿及び週 2 回のリール投稿を目指していく。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

短期大学では日本唯一の単科の児童福祉学科である。

建学の精神は「キリスト教信仰に基づく教育と人格形成」スクールモットー「愛と奉仕」により、下記の教育目標を掲げ、教育成果として下記の和泉の 10 の力が付く質の高い保育者、寄り添える保育者養成を行っている。

【 教育目標 】

「建学の精神であるキリスト教信仰に基づき、スクールモットーである愛と奉仕を実践する人、地域社会のあらゆる局面で積極的に貢献を成し得る人、保育・福祉専門職として謙虚に学び続ける意思をもつ人への実力養成教育を授ける。」である。

【 教育成果 ＝ 和泉の 10 の力 】

礼節を重んじ良識のある行動ができる、人権の尊重、多様性の尊重、社会貢献、基礎学力、保育・福祉の知識と技能、コミュニケーション力、自ら考える力、自ら行動する力、実践する力

資料 11「和泉短期大学 卒業生の資格・免許取得者数・取得率推移」から、卒業生の 8 割以上が幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格を取得している。卒業生は資格・免許を生かし保育・福祉専門として、世田谷区から相模原市に移転後も保育園、幼稚園、児童福祉施設に就職している。特に相模原市内の 70%の保育所・認定こども園等で本学卒業生が働いていることから、本学が地域に根差した短期大学であることは確かである。

本学は地元密着型短期大学であることの根拠は、本学内で子育て支援プログラム「はっぴい」

月 1 回開催、「すまいりい」毎週 1 回開催している。また、資料 12「和泉短期大学と相模原市の包括連携協定」から、本学教員は相模原市の主要な審議会、協議会の委員に保育・福祉の専門性を活かし委員として委嘱されている。

資料 12「学生ボランティア活動推移」、本学学生は主体的、能動的に深い学びをするために、タイトな時間割の中で自主的にボランティア活動を行い、行った成果として相模原市からボランティア活動認定制度として、ボランティア時間に応じて表彰されている。このことから、本学学生は良く学ぶ姿が地元からも認められている。

②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

資料 13「保育所等・定員数の状況」により、2025 年 4 月 1 日現在の県内の保育所等数・定員数は、保育所等(保育所・認定こども園・小規模保育事業等)の整備により、2,823 か所(前年比 48 か所増)、182,474 人(前年比 2,128 人増)となっている。

一方で「待機児童数の状況」により、神奈川県は待機児童数は前年度(2024 年度)対比で 50 名減少し 138 人となり、過去最少となっている。

神奈川県は、「保育所の整備に伴って顕在化している保育不への対応として、県独自の地域限定保育試験などによる新規保育の確保、保育・保育所援センターによる就職相談などによる潜在保育の職場復帰援、保育の処遇改善や保育補助者の活などによる現任保育の就業継続援の 3 つの取組みにより、保育確保に努めてまいります。」としている。

神奈川県では認可保育所等に対する潜在的ニーズも根強く、保育所等の整備を進め、定員を拡充して保育ニーズに応えたいとの意向があるため保育人材の必要性はますます高まることが予想される。

併せて資料 14「相模原市内の保育所等利用申込者数、利用申請率の推移」より相模原市の就学前児童数は減少しているが、利用申込数、利用申請率は年々高まり、2025 年度は利用申込数 14,405 人(前年比 12 人減)、利用申請率 54.93%(前年比 2.05 ポイント増)と過去最高となっている。

一方、保育士の現状については、こども家庭庁の資料 15「保育士の登録者数と従事者数の推移」によれば、保育士登録者数は全国で 178.7 万人、従業員数は 68.1 万人である。一方で潜在保育士は 110.6 万人もいる。保育士が不足し、社会から保育園等の需要があり、卒業生に対するリカレント教育の充実を認識し、その充実を図っている。まさに保育者養成校の本学に対して質の高い保育者が求められている。

本学の就職状況は、資料 16「和泉短期大学児童福祉学科就職・進路状況(2020 年度～2024 年度)」である。児童福祉学科であるため、カリキュラムにおいては現場経験豊富な実務家教員により障がい、虐待、貧困、家庭支援など子どもと家庭をめぐる多様な課題を学び、またきめ細かな指導により現場実習で実践力を養成している。地元のみならず多くの地区の保育園・幼稚園・認定こども園・施設等から求人をいただいている。

【和泉短期大学に対する求人数・就職状況】

本学は、1 年次からキャリアデザインⅠは保育・福祉・幼稚園のふれあい体験等を学び、2 年次のキャリアデザインⅡでは、就職活動時のマナー、保育園・幼稚園・施設等の園長や卒業生から就職活動体験談、面接対策などの機会を設け、専門職としての就職意識の醸成を図っている。

資料 16 から直近 4 年間の実就職率は、90%以上を維持し、就職希望者の就職率は毎年度ほぼ 100%を維持している。学生一人当たりの求人件数は 7 倍を超えている。

資料 6「神奈川県・近隣の保育者養成校(短期大学)の入学定員充足率状況」の通り、神奈川県の保育者養成校(短期大学)は、いずれもかなり厳しい状況に置かれている。保育学生の減少が続けば、将来的には保育者の不足が深刻化し、保育サービスの提供に支障をきたす可能性も考えられる。

そのような状況下で、地域からの期待は大きく、定員の適正化を行った後も十分な求人と就職が見込まれ、さらに保育の質を充実し地域貢献ができると確信している。